

空家法のこれから

2020年土地基本法改正は、土地の適正な管理（＝その上にある建築物の管理）の実現のための権利制約に大きな法政策的サポートを与える

事項	課題
所有者情報の把握方法	「どこまでやればいいのか」の明記
協議会の法定メンバーとしての市町村長	並列を削除
所有者等に対する質問権	質問権の根拠を明記
略式代執行手続の改善	費用徴収の根拠明記
財産管理人制度のカスタマイズ	市町村長に申立権付与
状況が急変した特定空家等への対応	特別緊急代執行の創設
一定の建築物に関する実施権限の特定行政庁への移管	都道府県の補完事務としての整理
多数共有事案への対応	共有関係の整理
意思能力に欠ける所有者等への対応	行政手続法の特例措置
特定空家内の残置動産への対応	所有権の整理
借地上の建築物除却により発生する土地所有者の便益の調整	便益の範囲の確定と徴収方法
14条措置を受けた所有者等の死亡時（相続発生時）の対応	承継効の考え方
特定空家等の要件を充たす全部非居住・部分居住の長屋への対応	区分所有関係の整理